

令和8年度 健康経営度調査に関するQ & A

令和8年8月17日掲載

更新日	項目	質問	回答
全体に関する内容			
8月17日	申請方法	ダウンロードした調査票ファイルを、子会社や支援先法人と共有使用してよいか。	調査票には法人固有のIDを設定しており、複数法人での共有使用は絶対にしないでください。共有使用された場合、回答及び健康経営優良法人（大規模法人部門）への申請が無効となる場合があります。
8月17日	申請方法	ファイルのアップロードのやり直しはできるか。	締切日までは何度でもアップロードが可能です。最後にアップロードされたファイルを回答として受け付けます。
8月17日	申請方法	ファイルのアップロード後にアップロード完了の連絡はもらえるか。	アップロード完了後、画面に「アップロード完了」と表示されますが、アップロード直後にメール・電話等で受付完了の連絡はしておりません。アップロード後の画面を印刷して控えとしてください。ファイルの受領確認メールは、2026年10月15日(木)中（回答締切3営業日後）にご担当者メールアドレス宛にお送りします。メールが2026年10月16日(金)になっても届かない場合は、事務局窓口にメールにてお問い合わせください。
8月17日	申請方法	申請にあたり、行政書士などが業として申請代行することは可能か。	本調査票は代理作成を認めていないため、申請者本人がご記入の上ご提出ください。
8月17日	全般	複数法人合算で申請する場合、部門区分判定に用いる従業員数はどのように判断するべきか。	複数法人合算した人数で大規模法人に該当するか判断してください。
8月17日	全般	「健康経営優良法人2026」の認定を受けている法人も、今回の健康経営度調査に回答する必要があるか。	「健康経営優良法人」の認定期間は約1年間であり、「健康経営優良法人2026」認定期間は2027年3月31日までとなっています。そのため、「健康経営優良法人2026」に認定されている法人も、2027年4月以降も認定を受け続けるには、令和8年度健康経営度調査への回答、及び「健康経営優良法人2027」への申請が必要です。
8月17日	全般	法人が合併・分割された際、健康経営優良法人の認定はどのようになるのか。	法人の合併・分割に関しては、原則以下の通りの対応となりますのでご確認ください。 https://kenko-keiei.jp/wp-content/themes/kenko_keiei_cms/files/kenkokeieiyuryohojin_gappei_bunkatsu220302.pdf
8月17日	全般	各設問の「その他」の自由記入欄は、どのように取り扱われるのか。	どの選択肢にも当てはまらない先進的な取り組みをご記入いただくことを想定しています。「その他」のみ実施されている場合は、認定要件適合書上「△」を付した状態でフィードバックシートをお返しすることがあります。認定審査において記述内容が適合要件を満たしているかを判断させていただきます。
8月17日	全般	各設問の「その他」の自由記入欄に記入しても配点されないのか。	先進的な取組は評価が難しく、公平性の観点からあらかじめ設定している選択肢にのみ配点しております。その他欄に記載された内容については配点はいませんが、来年度の選択肢に追加を検討しますので、先進的な取り組みは、「その他」の自由記入欄にご記載ください。
8月17日	全般	健康経営度調査票の提出日を過ぎてから実施する予定の取り組みを記載して良いか。	調査回答日までに実施していない内容は記載不可です。
8月17日	全般	各設問選択肢にある「費用補助」は保険者による補助でも良いか。	自社が取り組みに関与し、自社の従業員に周知していれば、保険者による補助も含めて構いません。
8月17日	認定要件	表の&とorの意味がわからない。	&は両方実施していることが条件で、orはいずれか実施していることが条件です。
8月17日	認定要件	エビデンス資料としてどのようなものを保管すべきか。	特に形式の指定はありません。紙媒体でも、電子ファイルでも構いません。健康経営度調査票内の「資料の保存について」に記載された内容を確認の上、回答内容を説明できる資料を保管ください。
8月17日	認定要件	設問で⇒「評価項目不適合」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	評価項目不適合とは、認定要件に対しての記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。必須項目が不適合の場合は不認定となりますが、選択項目が不適合の場合であっても他の認定要件を満たせば認定要件を満たします。
8月17日	認定要件	設問で⇒「Q●も非実施の場合、評価項目不適合」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	「Q●も非実施の場合、評価項目不適合」とは当該の設問及びQ●の両設問が不適合となった場合、評価項目不適合となるものです。また、評価項目不適合とは、認定要件に対しての記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。
8月17日	認定要件	設問で⇒「健康経営優良法人不認定」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	当該の設問は必須項目であるため、⇒「健康経営優良法人不認定」の選択肢を選択した場合、不認定となります。

個別の設問に関する内容			
8月17日	Q51SQ1	特定健康診査・特定保健指導の実施率について、スコアリングレポートに記載されている値は、休職者などが分母に含まれており実態よりも値が下振れる。その場合でも記号単位での集計値を記載すべきか。	健康経営度調査票に記載のとおり、健康保険組合に加入している法人は、厚生労働省より健康保険組合へ（健康スコアリングレポートと合わせて）提供している被保険者証等記号単位の実施率を回答してください。
8月17日	Q51SQ1	スコアリングレポートが作成されない特定健康診査対象者50人未満の法人については健康保険組合が算出した特定健康診査・特定保健指導実施率を回答すべきか。 あるいは、Q51の選択肢2「保険者のやむを得ない事情により把握できない」と回答すべきか。	特定健康診査対象者50人未満の法人について、健康スコアリングレポートは作成対象ではありませんが、被保険者証等記号単位実施率はデータ提供していますので、当該データを回答してください。
8月17日	Q51SQ1	特定健診実施率、特定保健指導実施率について、すべての加入者の記号が同一である場合、どのように回答すべきか。	Q51で「2.保険者のやむを得ない事情により把握できない」とご回答ください。